

商品名等 (電気用品名等)	店舗用プリント写真販売機
<p>1 当該商品等の概要</p> <p>○用途、機能、性能 デジタルカメラ等の電子画像データをメモリーメディアを介してプリンターで印刷し、販売するものである。</p> <p>○構造、仕様、意匠 タッチパネル、パソコン等の情報処理装置を内蔵した「カウンタートップ部」とコインメック（課金機）、プリンター等を内蔵した「ペDESTAL部」から構成され、両者は電源線及び信号線で接続された一体不可分の関係に構成されている。 なお、「ペDESTAL部」は、プリンター外付きで、コインメックの無い写真DPE店専用のものがある。 製造に際し、次の事業者が関係するが、届出は、どの事業者となるか。 A社（本機の開発・設計会社）：本機の設計及び機器に組み込むプリンターの製造 B社（本機の製造会社）：本機の完成品製造及び検査・記録の作成 C社（技術サービス会社）：本機の設置工事及び保守・点検サービス</p> <p>○主な使用者、販売先 使用者は一般消費者及び店舗の店員、販売先は写真DPE店</p>	
<p>2 対象・非対象の解釈</p> <p>コインメックを有するものは、特定電気用品中、電動応用機械器具の「自動販売機」として取り扱う。コインメックを有さないものは、「自動販売機」に該当しないことから、非対象として取り扱う。 なお、届出事業者は、B社となる。</p> <p>(理由) コインメックを有するものは、プリンターに電熱装置を有しており、プリント写真を販売するものであることから、特定電気用品の「自動販売機」として取り扱うことが妥当と判断する。 コインメックを有さないものは、「自動販売機」に該当しないことから、非対象として取り扱うことが妥当と判断する。 なお、届出事業者は、本機を最終的に完成させるB社と判断する。</p>	